

議案第 6 号

岩倉市健幸づくり条例の制定について

岩倉市健幸づくり条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市健幸づくり条例

生涯にわたって健やかに自分らしく幸せに暮らし続けることは、市民にとって共通の願いです。岩倉市は、「健康で明るい緑の文化都市」を将来都市像に掲げ、市民が主体となったまちづくりを進めています。平成30年には、健やかで幸せに暮らすことができる地域社会を実現するため、「健幸都市いわくら」を宣言し、健幸づくりを推進しています。

私たちのまち岩倉は、大都市近郊に位置し、交通の利便性が高く、また、五条川の桜並木に代表される身近な自然に恵まれた暮らしやすいまちです。さらに、コンパクトなまちならではの顔が見える地域交流や社会参加による人と人とのつながりやきずなが、市民主体の活動や協働によるまちづくりを推進する原動力となっています。

近年、超高齢化の進行や疾病構造の変化など、社会環境が大きく変わり、生活習慣病の発症や介護を必要とする人が増加しています。また、ライフスタイルや価値観の多様化により健康に対する意識も変化している中、健康寿命を延ばし生活の質を高めることが求められています。

このような状況において、健康はもとより、文化やスポーツをはじめ生きがいづくりにつながる地域活動を通し、人と人、人と地域とのつながりを大切にし、健康で幸せに暮らしていくための取組である健幸づくりを進めていく必要があります。

そこで、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健幸づくりを行うことに加え、個人の健幸づくりを支える環境の整備に社会全体で取り組み、市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者がそれぞれの役割を果たすことにより、「健幸都市いわくら」を実現するため、ここに岩倉市健幸づくり条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、健幸づくりの基本理念を定め、並びに市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、健幸づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、「健幸都市いわくら」の実現に寄与することを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 健幸づくり 生涯にわたり心身ともに健やかで、自分らしく生き生きと幸せに暮らすための取組をいいます。
- (2) 健康 心身ともに健やかな状態であることをいいます。
- (3) 協働 市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者が主体的・自発的に共通の目的を達成するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することをいいます。
- (4) 市民 市内に居住する者、市内に通勤若しくは通学する者又は市内で活動を行う者をいいます。
- (5) 地域団体 地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行っている組織をいいます。
- (6) 市民活動団体 特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ非営利団体をいいます。
- (7) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (8) 学校等 市内の小学校、中学校及び高等学校並びに幼稚園、保育所、認定こども園その他小学校就学前児童が通所する施設をいいます。
- (9) 保健医療福祉関係者 市内で保健サービス、医療サービス又は福祉サービス（以下「保健医療福祉サービス」といいます。）を提供する個人又は法人その他の団体をいいます。

（基本理念）

第3条 健幸づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 市民が、自らの健康及び生活習慣に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、主体的に取り組むよう努めること。
- (2) 市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者が相互に連携を図りつつ、市民の個性を尊重し、協働により推進すること。

（市の役割）

第4条 市は、市民の健幸づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとします。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者との連携及び協働により、市民が継続的に健幸づくりを行えるよう、社会全体で支援していく環境の整備に取り組むよう努めるものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、健康状態やライフステージに応じて、心身の状態をより良く保てるよう、市民一人ひとりが主体的に健幸づくりに努めるものとします。

2 市民は、健幸づくりに関する理解を深めるとともに、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域、職場及び学校等において行われる健幸づくりに資する活動に積極的に参加するよう努めるものとします。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、地域のつながりを生かし、その活動に当たっては、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとします。

2 地域団体は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び市民活動団体、事業者、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に、協働により取り組むよう努めるものとします。

(市民活動団体の役割)

第7条 市民活動団体は、自らが持つ知識及び専門性を生かし、その活動に当たっては、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとします。

2 市民活動団体は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域団体、事業者、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に、協働により取り組むよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、従業員の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるとともに、従業員が健幸づくりを行うことができる職場の環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域団体、市民活動団体、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に、協働により取り組むよう努めるものとします。

(学校等の役割)

第9条 学校等は、児童、生徒、幼児等（以下「児童等」といいます。）

に対し、健幸づくりを促す教育等に取り組むよう努めるとともに、児童等が健幸づくりを行いやすい環境の整備に努めるものとします。

- 2 学校等は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域団体、市民活動団体、事業者又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に、協働により取り組むよう努めるものとします。

(保健医療福祉関係者の役割)

第10条 保健医療福祉関係者は、自らの活動を通じて市民に保健、医療又は福祉に関する正しい情報を提供し、市民がそれぞれの個人の状態に応じた適切な保健医療福祉サービスの提供を受けられるよう努めるものとします。

- 2 保健医療福祉関係者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び地域団体、市民活動団体、事業者又は学校等が行う健幸づくりに資する活動に、協働により取り組むよう努めるものとします。

(からだの健康を通じて健幸づくりを推進する施策)

第11条 市は、からだの健康を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 生活習慣病予防等のための知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 健康診査、がん検診等、予防接種及び保健指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、からだの健康を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策

(歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康を通じて健幸づくりを推進する施策)

第12条 市は、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) う蝕<sup>しよく</sup>(むし歯)及び歯周病の予防、口腔機能の維持及び向上その他の歯科口腔保健に係る知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 歯科健康診査及び歯科保健指導に関すること。
- (3) 歯科口腔保健の観点からの生活習慣病予防等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策

(食を通じて健幸づくりを推進する施策)

第13条 市は、食を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 生活習慣病予防のための食に関する知識の普及及び啓発に関するこ

と。

(2) 食生活改善及び食育の推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、食を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策

(運動を通じて健幸づくりを推進する施策)

第14条 市は、運動を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

(1) 生活習慣病予防のための運動に関する知識の普及及び啓発に関すること。

(2) 運動を継続して行うことができる環境の整備に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、運動を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策

(こころの健康を通じて健幸づくりを推進する施策)

第15条 市は、こころの健康を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

(1) こころの健康の保持増進に関する知識の普及及び啓発に関すること。

(2) こころの健康に関する相談及び支援に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、こころの健康を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策

(健幸づくりを社会全体で推進する施策)

第16条 市は、健幸づくりを社会全体で推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

(1) 協働による健幸づくりの推進に関すること。

(2) 人とのきずなを感じる居場所づくり及び生きがいにつながる地域活動の推進に関すること。

(3) 市民の多様な個性を尊重し、誰もが社会参加できる環境の整備に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、健幸づくりを社会全体で推進するために必要な施策

(岩倉市健幸づくり推進委員会への意見聴取)

第17条 市は、この条例に基づく健幸づくりを推進する施策を行うときは、必要に応じ岩倉市健幸づくり推進委員会条例（平成31年岩倉市条例第1号）に基づき設置される岩倉市健幸づくり推進委員会に意見を聴

くことができるものとします。

(雑則)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。